

令和7年4月審査会だより

保険請求時のポイントをお知らせしています。返戻等があることがございます。

1. 尿沈渣（検鏡法）及び尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定について
 - ・糖尿病性腎症、溶連菌感染症は、原則として認められる。
 - ・高脂血症、脳血管障害、腎疾患・尿路系疾患以外（再診時）は、原則として認められない。
2. 不整脈に対するカルベジロール（アーチスト錠等）の算定は、原則として認められない。
3. 眼精疲労（再診時）、白内障の傷病名で精密眼圧測定は、原則として認められる。
4. 単純疱疹に対する、抗ウイルス薬の内服薬と注射薬の併用投与は、原則として認められない。
5. 疑い病名に対する投薬は認められていない。
6. 胃癌疑いに対する α -フェトプロテイン（AFP）の算定は、原則として認められない。
7. 狭窄・閉塞機転が明確ではない頸動脈硬化症（確定及び疑い）に対する超音波検査（断層撮影法）のパルストプラ法加算の算定は、原則として認められない。
8. 高血圧症に対する末梢血液一般検査の算定は、原則として認められる。
9. 内視鏡検査時のエロビキシバット水和物（グーフィス錠）の算定は、原則として認められない。
10. 重症感染症に対する薬理作用の異なる次の抗菌薬（抗生物質含む）※の併用投与は、原則として認められる。※抗ウイルス薬、抗真菌薬を除く。
 - (1)複数の内服薬 (2)複数の注射薬 (3)内服薬と注射薬